

# 平成28年度 京都市立烏丸中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 基本的施策

### (1) 学校におけるいじめ防止

#### ①授業の充実

○京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容やグループ学習等の学習形態を工夫する。

○各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立や誰もが発言しやすい雰囲気づくりに努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

#### ②道徳教育の充実

○生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。道徳の時間をしっかりと確保し、年間カリキュラムに基づいて実施すると共に、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うための教材を開発し、生徒の発達段階に応じた教材を用いた指導・啓発を行う。

#### ③生徒の主体的集団づくり

○生徒会活動を中心とした、生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

#### ④体験活動の充実

○伝統文化体験・職業体験・ボランティア活動等を通して、地域や社会に流れる人とのつながりや絆、おもてなしの心などを体感させ、各教科や道徳の時間との関連も図りながら、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

#### ⑤生徒の啓発

○京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。

○具体的には、生徒会が中心になって作成した「心からすまいる」のスローガンやシンボルマークを掲げると共に、地生連の取り組みとも連動し、人権標語をティッシュやカイロに貼り付けて地域に配布するなどして、生徒相互または地域へ人権意識向上の発信活動を行う。

#### ⑥保護者との連携

○「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。

○あらゆる機会を捉え、本方針の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないとの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

○生徒会主催の「朝のあいさつ運動」に関わってもらい、生徒の育成に参画して頂く機会を増やす。

○P.T.Aを中心とした街頭人権啓発活動を行う。

#### ⑦その他

○年間2回の学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえた上で結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

○学校運営協議会・地域少年補導委員会をはじめ、地域の諸団体と連携し、生徒と地域との交流の機会を設定することを通して、地域が子ども見守り隊としての役割を担ってもらえるようにする。

### (2) いじめの早期発見のための措置

○全教職員は、日常の生徒観察や相互の情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。とりわけ学級担任は、教育相談、生活点検表や学級日誌、その情報を確実に共有・分析し、速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては必ず記録を取るようにする。また、保護者や地域との連携を丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。

○日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

○日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールも活用して生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

### (3) 教職員の資質向上

- 生徒指導委員会を中心に、日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。また、校外研修会にも積極的に参加する。
- 定期的（月1）な学年会、職員会議でいじめを意識した情報交換を必ず行い、情報を全教職員で共有する。

#### **(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

- 校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携して進める。
- 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」「携帯電話の危険性」を実施する。
- インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上・ネットモラルの育成に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- 教科指導・学級指導の中で情報リテラシーを涵養する。

### **3 いじめの防止等に関する措置**

#### **(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織**

##### **生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）**

[実施予定] 週1回時間割内に位置づける

[構成員] 校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年主任 養護教諭 教育相談主任  
生徒会指導主任 スクールカウンセラー

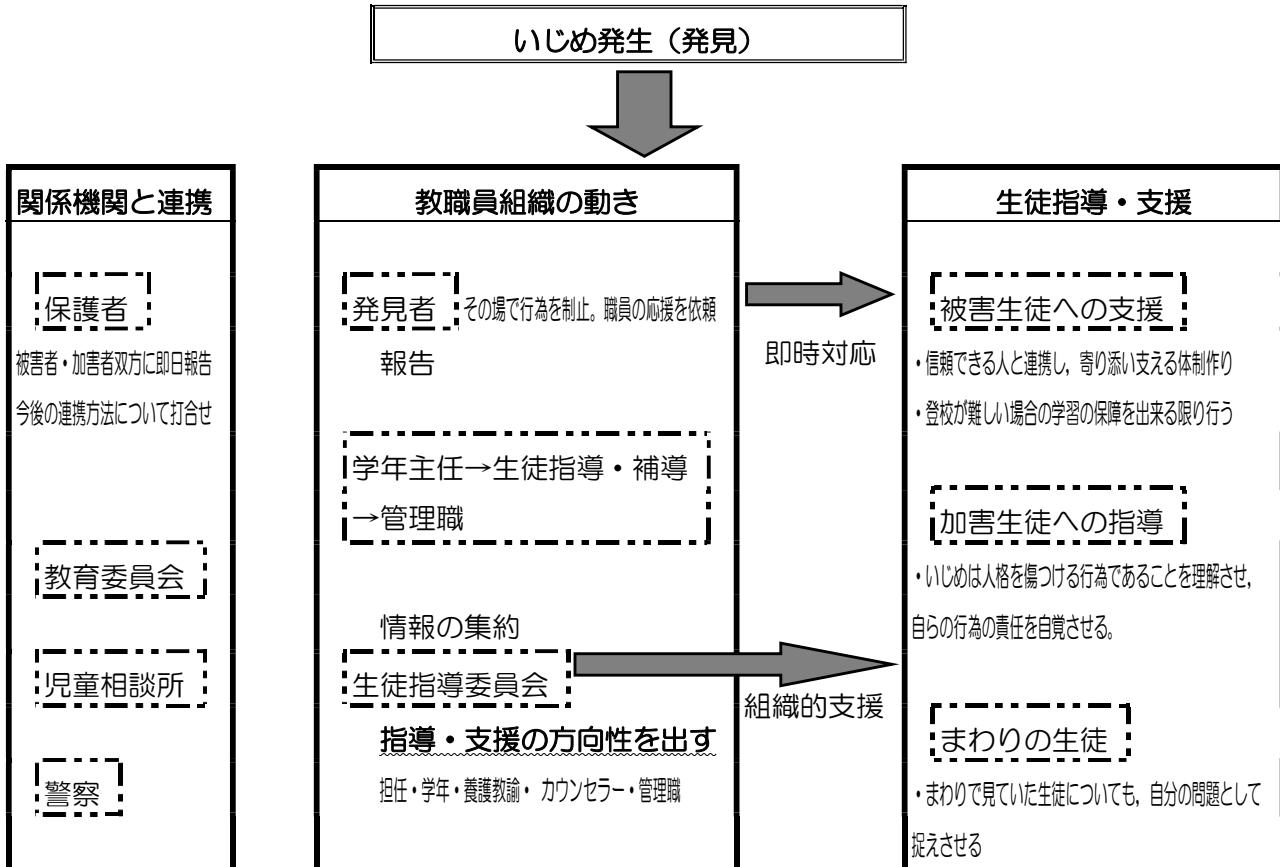
- [内容]
- 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
  - 問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
  - 問題行動・いじめ防止につながる生徒会活動・生徒指導の方向性を検討する
  - 問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
  - いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

#### **(2) いじめに対する措置**

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。

いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

### (3) 具体的対応



#### 4 重大事態への対処

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

#### 5 年間計画（予定）

いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

	対策会議・研修会	学校行事	各学年の取り組み	その他
4月	第1回生徒指導委員会 職員会議 第2回生徒指導委員会	生徒会・部活動オリente 授業参観	学級開き・班作り 学級目標作り	
5月	第3回生徒指導委員会 職員会議 第4回生徒指導委員会	憲法講話 修学旅行	人権学活	組紐体験 生活アンケート
6月	第5回生徒指導委員会 職員会議 第6回生徒指導委員会 第7回生徒指導委員会	授業参観・P T A総会 生徒総会 前期教育相談	いじめアンケート実施	授業参観アンケート 第一回学校運営協議会
7月	第8回生徒指導委員会 職員会議 第9回生徒指導委員会	地域調べ 非行防止教室 保護者懇談	人権学活	学校評価①

8 月	夏期研修会 第10回生徒指導委員会	校内美化活動 SANKON参加		
9 月	第11回生徒指導委員会 職員会議 第12回生徒指導委員会 第13回生徒指導委員会	文化祭・合唱コンクール P T A お茶会		
10 月	第14回生徒指導委員会 職員会議 第15回生徒指導委員会 第16回生徒指導委員会	体育祭 後期教育相談 自転車安全教室 生徒会役員選挙	人権学習開始～12月 学習アンケート	河村能舞台 御所一般公開 第二回学校運営協議会 着物着付体験
11 月	第17回生徒指導委員会 職員会議 第18回生徒指導委員会 第19回生徒指導委員会	おもてなし集会 オープンスクール 携帯電話の危険性	クラスマネジメントシート実施 いじめアンケート実施	和三盆制作 人権標語
12 月	第20回生徒指導委員会 職員会議 第21回生徒指導委員会	保護者懇談	人権学習公開授業	琵琶体験 PTA街頭啓発活動 学校評価②
1 月	第22回生徒指導委員会 職員会議 第23回生徒指導委員会 第24回生徒指導委員会	チャレンジ体験		陶芸体験 機織り体験
2 月	第25回生徒指導委員会 職員会議 第26回生徒指導委員会 第27回生徒指導委員会		性教育学活	
3 月	第28回生徒指導委員会 職員会議	3年生を送る会	学級終い	第三回学校運営協議会
備 考	*毎月第一週目は生徒会あいさつ運動			